

# 女性活躍オフィス立地促進事業に係るQ & A

※ 申請される方から質問の多い事項を記載しています。手続きの流れはフロー図を合わせて参照ください。  
以下に掲載のない場合には、福島県企業立地課までお問い合わせください。  
(企業立地課へのお問い合わせ前には、必ず、このQ & Aを確認してください。)

令和8年3月17日現在

No	項目	質問	回答	更新日
1	補助対象者	補助対象業種とは何か。	日本標準産業分類で定義される「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「製造業」のみが対象です。 →日本標準産業分類は、下記リンク先から御確認ください。 <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm</a>	R8. 3. 17
2	補助対象者	業種の要件を満たす場合、大企業、みなし大企業等であっても申請可能か。	交付要綱別表第2で示す業種に該当する事業者であれば、大企業やみなし大企業も対象となります。	R8. 3. 17
3	補助対象者	「操業実績が5年以上」が補助対象企業の要件となっているが、会社として登記し、操業した年数のみを換算するのか。	法人登記からの期間及び対象業種として操業した年数が5年以上経過している必要があります。なお、法人登記のみで操業していなかった期間や個人事業主として操業した期間は操業実績の期間に算入しません。	R8. 3. 17
4	オフィス	新たに設置するオフィスを購入した場合は、補助対象となるのか。	購入によるオフィス取得も補助要件を満たすものとしませんが、オフィスの購入費は補助対象外であるため、人件費のみ補助となります。	R8. 3. 17
5	オフィス	オフィスを自社で新築した場合は、補助対象となるのか。	オフィスを自社で新築した場合も補助要件を満たすものとしませんが、オフィス新築に要した経費は補助対象外であるため、人件費のみ補助となります。	R8. 3. 17
6	オフィス	自社所有の遊休物件にオフィスを設置する場合は、補助対象となるのか。	遊休物件を活用したオフィスで補助事業を実施する場合も補助要件を満たすものとしませんが、人件費のみ補助となります。なお、新規部門設置や新たな取組を行う必要があります。既設部門の移設の場合は対象外となります。	R8. 3. 17
7	オフィス	自治体が所有する物件を借り受けて事業を行う場合は、補助対象となるのか。	市町村等から賃借する場合は、賃借料も補助対象となります。県から賃借した物件で事業を行う場合は、賃借料は補助対象外となり、人件費のみ補助対象となります。	R8. 3. 17
8	オフィス	オフィスの移転で新しいオフィスを開設した場合は、補助対象となるのか。	オフィスの移転が、老朽化や契約更新による場合は対象外となりますが、新規部門の設置や新たな取組を行うなど、人員増加を伴う移転である場合は、対象となる可能性がありますので、企業立地課までお問合せください。	R8. 3. 17
9	オフィス	親族が所有する建物を賃貸（購入）して、オフィスを設置する場合は、補助対象となるのか。	賃貸・購入いずれの場合も、申請者の三親等以内の親族が貸主・売主である場合は対象外となります。	R8. 3. 17
10	雇用者	他の拠点からの転勤者は、補助対象女性の人員に算入できるのか。	転勤者は補助要件の女性とみなすことはできませんが、オフィス全体の被雇用者数に算入することは可能です。なお、補助対象の女性は、雇用開始時に県内在住かつ交付要綱別表第1で規定する要件を満たす新規採用者である必要があります。	R8. 3. 17
11	雇用者	「大学等の卒業・修了後」の「大学等」は、何で定義するのか。	学校教育法に定める学校が対象となります。専修学校や専門学校等は対象外となりますので注意願います。 (学校教育法に定める学校) 中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短大等	R8. 3. 17
12	雇用者	補助対象の女性は、県内外の別企業の就業経験がある場合でも要件を満たせば補助対象となるのか。	交付要綱別表第1に規定する補助対象女性の条件を満たせば、Uターン者・Iターン者、既卒者であっても補助対象となります。	R8. 3. 17
13	雇用者	学び直しのため、再度、大学等を卒業・修了した場合、その経歴を最終学歴とみなしてよいか。	学び直しの場合、その経歴を最終学歴としてみなすことが可能であり、交付要綱別表第1に規定する補助対象女性の条件を満たせば、補助対象となります。	R8. 3. 17
14	雇用者	補助対象の女性の要件である「大学等」の定義に専修学校や専門学校は含まれないとしているが、専修学校や専門学校が最終学歴の者は、補助対象外となるのか。	交付要綱別表第1に規定する補助対象女性の条件を満たせば、卒業から雇用までの間に学校教育法に定めのない学校（専門学校等）に就学していても対象となりますが、最終学歴の起算は、学校教育法に定めのある学校となります。 (例) 高校卒業後に専門学校へ進学した場合の最終学歴は「高校卒」となります。	R8. 3. 17
15	雇用者	みなし大企業の場合の雇用要件は、大企業の雇用要件となるのか。	みなし大企業は、大企業と同じ雇用要件（5人以上の配置）を満たす必要があります。	R8. 3. 17

No	項目	質問	回答	更新日
16	雇用者	契約社員として既に雇用している女性を事業計画承認後に正社員として登用した場合は、補助対象女性の人員に算入できるのか。	契約社員から正社員登用の場合は、補助対象となります。なお、契約形態が変更となったことが明確に確認できる書類を提出していただきます。	R8. 3. 17
17	補助要件	同一の事業者が、補助期間の終了後に別の新規事業で本補助金の申請を行うことはできるか。	本補助金は、1事業者当たり2年間の補助を上限としているため、2年間補助金を受けた場合は、別の新規事業で申請を行うことはできません。	R8. 3. 17
18	補助要件	事業計画書の承認を受けたが、雇用要件を達成出来なかった場合は、補助金を受給できないのか。また、ペナルティはあるのか。	補助要件を達成できない場合は、補助金を受給することはできませんが、ペナルティはありません。また、旧年度に雇用要件が未達であった場合でも、翌年度に事業計画書の提出と承認を受けることは可能です。	R8. 3. 17
19	補助要件	事業計画書の承認に期限はあるのか。	承認を受けた年度末まで有効となります。また、翌年度に改めて事業計画書等を提出し、県の承認を受けることで補助対象期間の継続が可能です。 (既に補助金の受給を受けている者であっても、新年度に事業計画書の提出が必要となります)	R8. 3. 17
20	補助要件	補助対象の女性の最低雇用期間は6箇月としているが、6箇月を経過する前に離職した場合は、補助金を受給することはできないのか。	途中離職があった場合、離職日から30日以内に要件を満たす者を正規で雇用した場合は、補助対象期間として換算することができます。なお、「途中離職」とは、補助対象となる女性の自己都合退職等、申請事業者の責によらないと県が判断した離職のみとします。	R8. 3. 17
21	補助要件	年度後半の雇用のため、年度内に6箇月の雇用とならない場合は、どのような取扱いとなるのか。	翌年度以降も継続して雇用する場合は、前年度の雇用期間を補助対象期間として換算することができます。なお、雇用が6箇月に満たない年度に係る補助金は受給はできません。	R8. 3. 17
22	補助要件	承認を受けた事業計画書の計画よりも補助対象の女性の雇用を多く行うことができた場合、補助対象の人数に加算できるか。	様式第2号「事前届出内容変更(中止)届」で変更の届出を行い、県の承認を受けた場合は、補助対象人数に加算することができます。ただし、新規雇用を行う前に県の承認を受けることが条件となります。	R8. 3. 17
23	補助要件	計画承認前に補助対象女性の雇用やオフィスの賃貸契約を行った場合、補助の対象となるのか。	計画承認日前に、補助対象女性の雇用やオフィスの賃貸借契約を行った場合は、補助対象外となります。	R8. 3. 17
24	補助要件	補助対象の女性は「雇用開始時点で県内に居住」としているが、どの時点で県内に居住する者であることを判断するのか。また、途中で一時的に他県に住所を移転した場合の取扱はどうなるのか。	補助対象の女性は、雇用開始時点(雇用契約等の雇用開始日)で県内に居住している必要があります。また、継続して県内に居住していることが必要であるため、一時的に県外転出した場合は、その期間(1箇月以内の場合は、1箇月に切り上げ)は補助期間から除外します。 (例) 4/1採用の者が、5/20～6/20まで県外に転出していた場合は、5月・6月の2箇月を補助期間から除外します。県外に住所を移転していた日の属する月の全てを県外居住とみなします。この場合、補助金対象期間は22箇月となります。	R8. 3. 17
25	手続き	事業開始届の提出タイミングはいつか。	事業計画承認後、賃貸借(取得・売買)契約又は補助対象女性と雇用契約を行った日のうち、いずれか早い日を事業開始日として事業開始届を提出してください。	R8. 3. 17
26	手続き	最大2年間の補助とあるが、毎年度、女性を雇用した場合、各人でそれぞれ2年間の人件費補助を受けることはできるか。	本補助金は、1事業者当たり2年間の補助が上限となるため、複数の女性を異なる時期に雇用した場合は、各人で2年間補助金を受給できない場合があります。 (例) R8. 4. 1に新オフィスを設置した上で、R8. 4. 1に3人、R9. 4. 1に2人の女性を新規雇用した場合には、前者の3人は2年間の補助を受けられますが、後者の2人は、1年間のみ(事業者として2年間の補助を受けた時点まで)の補助となります。  なお、補助金の支給対象開始月は、新しいオフィス設置と女性の新規雇用の両方を満たした月となります。	R8. 3. 17
27	手続き	補助事業実施後の確認検査は、どのように行うのか。	提出のあった事業実績書の書面審査及び現地確認を行うことで、補助要件を満たしているか確認します。	R8. 3. 17
28	手続き	本補助事業で受給した補助金の使途に制限はあるのか。	受給した補助金は、その全部又は一部を「女性が働き続けられる魅力的な環境作りの推進に資する経費」として、補助要件の対象である女性の意見を取り入れた取組に充てる必要があります。なお、その内容については、事業実績書及び現地確認を行い確認します。	R8. 3. 17